

タイトル 会計年度任用職員の懲戒処分について

11月22日に本市の会計年度任用職員に対して、懲戒処分を行いましたのでお知らせします。

記

○所属、職など、処分内容、処分年月日、事案概要は、別紙のとおり

担当部署	総務部 人事課	担当者	末永 勝信
直通	0957-73-6623	E mail	jinji@city.minamishimabara.lg.jp
詳しくは ☎		検索ワード	
担当者 連絡先			

被処分職員及び処分の内容

(1) 所属・職名 福祉保健部 会計年度任用職員

(2) 性別・年代・処分内容

女性・50歳代・減給10分の1 1か月

(3) 処分日 令和6年11月22日

(4) 概要

令和6年4月27日(土)午後4時45分頃、公務外の際に市内県道において、不注意により中央車線を越え、反対車線を走行中の相手車両に衝突した。

相手車両の運転手は重傷を負い、約4カ月の入院加療を要した。

率先して法令を守り、交通安全に努めるべき公務員が、このような交通事故を起こしたことは、法令違反を犯したというばかりではなく、全体の奉仕者としての公務員の信用を著しく失墜させるものである。

上記の事実が、地方公務員法第29条第1項第1号の規定に該当するため、減給とするものである。

また、この事故では、当該職員には罰金の略式命令が下され、「安全運転義務 重傷」による運転免許停止の行政処分が下された。

なお、飲酒運転及びスピード超過などの悪質な違反はございませんでした。

(5) 市長コメント

法令遵守すべき公務員としての自覚を欠く非違行為であり、市民の皆様や市政に対する信用を失墜させたことに対し、心よりお詫び申し上げます。

今後は、会計年度任用職員も含め全職員、より一層道路交通法の遵守並びに安全運転の徹底を図り、市民の皆様の信頼回復に取り組んでまいります。